

(表)
 保育所等利用申込書 (兼児童台帳)

受付番号	
------	--

令和 年 月 日
 (あて先) 笠松町長

保護者 住所 _____
 氏名 _____

次のとおり保育所等の利用を申込みます。

利用希望 児 童	ふりがな		生年月日	性別	自宅 (連絡先) 電話番号
	氏 名		年 月 日生	男 女	
			個人番号		
利用を希望する 保 育 所 等 名		第1希望 (希望理由)			
		第2希望 (希望理由)			
		第3希望 (希望理由)			
保育の利用を希望する期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			
保育の利用を 必要とする理由		父 () 母 () 祖父 () 祖母 ()			

○児童の家庭の状況

区分	氏 名	児童との 続柄	生年月日	性 別	職業	勤務先・所在地・電話	備考
			個人番号				
児 童 の 世 帯 員			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
生活保護の状況			適用なし 適用あり (年 月 日保護開始)				

※利用料 (保育料) 算定のため、町備え付けの家族の課税資料を閲覧し確認することについては、異存ありません。

町 記 入 欄	保育の利用の経過											
	利用 申 込 み の 承 諾	保育所等の利用の要否 要・否 (理由)	保育の利用期間			保育の利用基準の番号			その後の経過			
			自	年	月	日	父 ()、母 ()					
			至	年	月	日	祖父 ()、祖母 ()					
			利用保育所等名			保育の利用の解除年月日			年 月 日			
年月日承諾			解除理由									
世帯階層区分の認定経過												
年度	利用保育所等名	整理 番号	決定 年月日	階層区分		利用料 (月額)	適用 開始月	前年度分市町村民税		今年度分市町村民税		生活 保護 適用
				国	町			均等割	所得割	均等割	所得割	

○裏面の注意をよく読んでから太線の中を記入してください。

記入上の注意

この利用申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に利用を申込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「利用希望児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「利用を希望する保育所等名」は希望する順位に従い保育所等名を記入し、また、その保育所等を希望する理由を記入してください。(例 ①既に兄弟が入所しているため ②延長保育を実施しているため ③距離が近いため等)
- 3 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの4の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- 4 保育所等を利用できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の利用を必要とする理由」の欄については、()内に両親(両親と別居している場合には、現在児童の面倒を實際にみている者)が下記の表の(1)から(9)までに掲げるいずれかの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について同欄に記入してください。
例 (1)に該当する場合は、勤務先・就労時間・就労日数など (2)では、出産予定日など (3)では、親の具体的状況など (4)では、疾病名や治療見込み期間など (5)では、災害の程度・復旧見込み期間など (6)では、活動状況など (7)では、就学状況など
なお、具体的な状況を確認できる書類をあわせて添付してください。
- 5 「児童の世帯員」の欄は、利用希望児童本人以外の児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください)及び住民票上の世帯に関わらず生計を同じくする親族等の全員について記入してください。
- 6 保育所等への入所については、
 - ① 保育所等を利用できる基準に該当しないために利用が認められない場合
 - ② 希望者が多数いるために希望する保育所等の利用ができない場合
 - ③ 保育所等を利用できる基準の該当事由により保育の利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

保育所等を利用できる基準

保育所等を利用できる児童は、両親いずれもが(両親と別居している場合には児童の面倒をみている者)が、次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 【就労】
(家庭外労働) 児童の親が家庭外で仕事をしているので、児童が保育を必要とする場合
(家庭内労働) 児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため、児童が保育を必要とする場合
- (2) 【出産】
親が出産前後のため、児童が保育を必要とする場合
- (3) 【疾病・障がい】
親が負傷、心身に障がいがあったりするので、児童が保育を必要とする場合
- (4) 【病人の看護など】
その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、児童が保育を必要とする場合
- (5) 【家庭の災害】
火災や風水害、地震などの不幸があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、その児童が保育を必要とする場合
- (6) 【求職活動】
児童の親が求職活動を行っているため、児童が保育を必要とする場合
- (7) 【就学】
児童の親が就学しているため、児童が保育を必要とする場合
- (8) 【虐待・DV】
虐待やDVの恐れがある場合
- (9) 【その他】
上記(1)から(8)までに類する状況にあると認められる場合